

新型インフルエンザ等対策マニュアル【医療提供版】改定素案からの修正箇所一覧

別添資料1

該当ページ	該当項目	修正箇所	修正理由
1	第1 情報収集・分析(準備期) (2)所要の対応	県は、国や <u>JHHS国立健康危機管理機構(JHHS)</u> と連携し、有事に備え、積極的疫学調査等に関する情報を収集し、職員向けの研修会の開催や青森県感染症マニュアルの必要な見直し等により体制を整備する。(保健衛生課、保健所)	「JHHS」について、正式名称を追記
2	第1 情報収集・分析(初動期) (2)2-3	県は、国及びJHHSのリスク評価を踏まえて、青森県新型インフルエンザ等対策 <u>本部会議を開催する</u> などして必要な感染症対策を判断し、実施する。(健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局)	「本部を開催する」を「本部会議を開催する」に修正
18	第1 情報収集・分析(初動期) (2)2-4 ほか	県は、青森県感染症対策連携協議会や新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等を活用し、関係団体や関係機関と情報を共有するとともに、HP等の県が有するの広報媒体を活用し、報道機関等の協力を得て県民等に情報を提供・共有する。(健康医療福祉政策課、保健衛生課)	「県が有する広報媒体」を「県の広報媒体」に修正
28	第3 まん延防止(対応期) (2)3-3	県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等の意見も踏まえながら、まん延防止対策等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請するか <u>どうかを</u> 青森県新型インフルエンザ等対策本部で検討する。(健康医療福祉政策課、保健衛生課、危機管理局)	「どうかを」を削除
31	第4 ワクチン(準備期) (2)1-4-2 特定接種	<u>特定接種の対象となる事業者を登録する際には、接種体制の構築を登録要件とする。(厚生労働省)県は、国が行う特定接種の対象となる事業者の登録について、接種体制の構築が登録要件となっていることを確認する。(保健衛生課)</u>	県が行うべき内容に修正
46	第5 医療(準備期) (2)1-3	県は、国やJHHSが行う研修や訓練等を利用して、人工呼吸器やECMO等を扱う医療人材、感染症専門人材及び災害・感染症医療業務従事者(DMAT・DPAT・災害支援ナース・ <u>DICT</u>)等の医療人材の育成を推進する。(医療薬務課、保健衛生課、障がい福祉課)	感染症医療業務従事者()の中に「DICT」を追加
47	第5 医療(準備期) (2)1-7	県は、圏域において特に配慮が必要な患者の受け入れが困難な場合の広域的な対応について、あらかじめ保健所、医療機関、消防機関等との間で協議を行う。(保健衛生課、 <u>危機管理局</u>)	関係部局に「危機管理局」を追加
48	第5 医療(初動期) (2)2-1	県は、青森県感染症対策連携協議会や新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等を活用し、県医師会をはじめとする関係団体の協力を得て、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症に関する情報について、保健所、医療機関、消防機関及び高齢者施設等に周知するとともに、必要な準備を要請する。(健康医療福祉政策課、保健衛生課、 <u>危機管理局</u>)	関係部局に「危機管理局」を追加
74 ～ 75	第8 保健(準備期) (2)1-2③	<u>保健所及び衛生研究所</u> は、新型インフルエンザ等に関する業務継続計画を策定し適宜見直しを図る。(健康医療福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療薬務課、保健衛生課、高齢福祉保険課、障がい福祉課、保健所、衛生研究所、関係部局)	主語を「県」に修正